○北陸地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、	北陸地方整備局長　藤山　秀章
路線名	供用開始の区間
十七号	南魚沼市六日町字西裏三九二番三から同市六日町字河原崎一八〇番二五まで

平成二十八年五月二十三日　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年五月二十三日

○近畿地方整備局告示第百七号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十八年五月二十三日　近畿地方整備局長　山田　邦博

名称	国営明石海峡公園
位置	兵庫県神戸市北区山田町藍那字伝庫、字相坂、字畑、字下小野、字中小野、字代ケ谷、字太ケ谷、字猿田、字田代
区域	別紙図面のとおり（略）

（国土交通省近畿地方整備局に閲覧所を設け、平成二十八年五月二十三日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十八年五月二十八日

○北海道開発局告示第百六十六号

石狩川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年四月一日付けで告示された建設省告示第八百二十四号を次のように改める。

関係図面のうち、「第三百二十一号図」を「第三百二十一号図」に改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月二十三日　北海道開発局長　本田　幸一

（図面省略）

国会事項

衆議院

議案提出

五月十九日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

部落差別の解消の推進に関する法律案（二階俊博外八名提出）

真珠の振興に関する法律案（農林水産委員長提出）

議案送付

五月十九日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

児童福祉法等の一部を改正する法律案

質問書提出

五月十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安倍総理の「議会については、私は立法府の長」との発言に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

参議院

議事日程

五月二十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十九号

平成二十八年五月二十日（金曜日）

午前十時開議

第一　衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第二　地球温暖化対策の推進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第百八十九回国会内閣提出衆議院送付）

議案提出

五月十九日衆議院から次の議案が提出された。

平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第四四号）

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（衆第四五号）

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案（衆第四六号）

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（衆第四七号）

議案受領

五月十九日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

議案受領（予備審査）

五月十九日衆議院から次の議案が送付された。

平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（災害対策特別委員長提出）（衆第四四号）

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）（衆第四五号）

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案（内閣委員長提出）（衆第四六号）

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）（衆第四七号）

報告書提出

五月十九日委員長から次の報告書を提出した。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五一号）審査報告書

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案（閣法第四八号）審査報告書

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第百八十九回国会閣法第四二号）審査報告書

人事異動

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　神谷　瑞枝

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（五月一日）

叙位・叙勲

○叙位

（国立大学法人職員）

従四位に叙する

八尾　誠

正五位に叙する

松尾　敬一

藤沢　佑一

従五位に叙する

入田　潔　嶌田　茂

中條　敏明　山本　博司　高橋　均

正六位に叙する（各通）

大塚　孝博　小野　忠男　神原　尚一

黒川　恒治　後藤大二郎　谷　延雄

堂込　勝義　西森　政年　林　道雄

松下　辰雄

従六位に叙する（各通）

大山喜一郎　長谷川和幸　福永　脩

正七位に叙する（各通）

泉　市治　海藤　俊明　川越　渉

塙　孝　松尾　榮一

従七位に叙する（各通）（以上四月十四日）

（静岡大学名誉教授）青山　茂樹

（島根大学名誉教授）出口栄三郎　三角　哲生

正四位に叙する（各通）

従四位に叙する

喜多村　望

正五位に叙する

奥窪　央雄　小野　顕司　五島　正己

小林　利秋　関根　好文　古閑　幸春

山本　秀夫　竹村　章

従五位に叙する（各通）

井上　誠　鈴木　正一

森　辯次　吉野　良一

正六位に叙する（各通）